

自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内

令和 6 年台風第 10 号による被害に伴い、国土交通省より、自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

[自動車検査証の有効期間の伸長に関するお知らせ（国土交通省九州運輸局 ホームページ掲載）](#)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

【1. 伸長対象の地域】

＜第 1 群＞

【鹿児島県】

奄美市、大島郡

＜第 2 群＞

【鹿児島県】

鹿児島県（奄美市、大島郡を除く）

【宮崎県】

宮崎県

【熊本県】

熊本県

【長崎県】

長崎市、諫早市、大村市、島原市、五島市、南島原市、雲仙市、

西彼杵郡（長与町、時津町）、南松浦郡（新上五島町）、佐世保市、平戸市、松浦市、

西海市、東彼杵郡、北松浦郡

【福岡県】

福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福津市、宗像市、糸島市、

古賀市、糟屋郡、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、

小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡

＜第 3 群＞

【大分県】

大分県

【佐賀県】

佐賀県

【福岡県】

北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡、直方市、飯塚市、田川市、

嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡

【2. 対象の契約】

◆検査対象車

伸長対象地域	対象契約
第1群	自動車検査証の有効期間の満了が2024年8月28日の自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が2024年8月29日の保険契約
第2群	自動車検査証の有効期間の満了が2024年8月29日の自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が2024年8月30日の保険契約
第3群	自動車検査証の有効期間の満了が2024年8月29日から2024年9月1日までの自動車に付保された契約のうち、保険期間の終期が2024年8月30日から2024年9月2日までの保険契約

◆検査対象外車

伸長対象地域	対象契約
第1群	保険期間の終期が2024年8月28日から2024年8月29日までの保険契約
第2群	保険期間の終期が2024年8月29日から2024年8月30日までの保険契約
第3群	保険期間の終期が2024年8月29日から2024年9月2日までの保険契約

【3. 特別措置の内容】

手続猶予の期限は、第1群が2024年8月29日まで、第2群が2024年8月30日まで、第3群が2024年9月2日までとなります。

	対象	使用の本拠地	車検期間の伸長	手續猶予	払込猶予
検査対象車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	伸長対象地域内	有	○	○ (2024年10月31日まで)
		伸長対象地域外	無	×	○ (2024年10月31日まで)
	上記以外	伸長対象地域内	有	○	○ (2024年10月31日まで)
		伸長対象地域外	無	×	×
検査対象外車	○災害救助法適用地域内に居住する契約者 ○今回の災害で被災された契約者 ○今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者 ○今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ○その他弊社が適用妥当と判断する者	—	—	○	○ (2024年10月31日まで)

本措置の適用をご希望のお客さまは、ご契約の取扱代理店または弊社担当窓口にお問い合わせください。